

# 令和2年(2020年)4月1日以降に設置する物件より

景観計画区域における届出対象行為について、

## アンテナ等の工作物に関する取り扱いを変更します

景観計画区域における届出対象行為について、アンテナ等の工作物に関する取り扱いについて、以下の通り変更します。

### 変更前

【令和2年(2020年)3月31日までに設置する物件】

アンテナ等増築部分の上端が地上から10mを超える場合、行為の30日前までに届出が必要

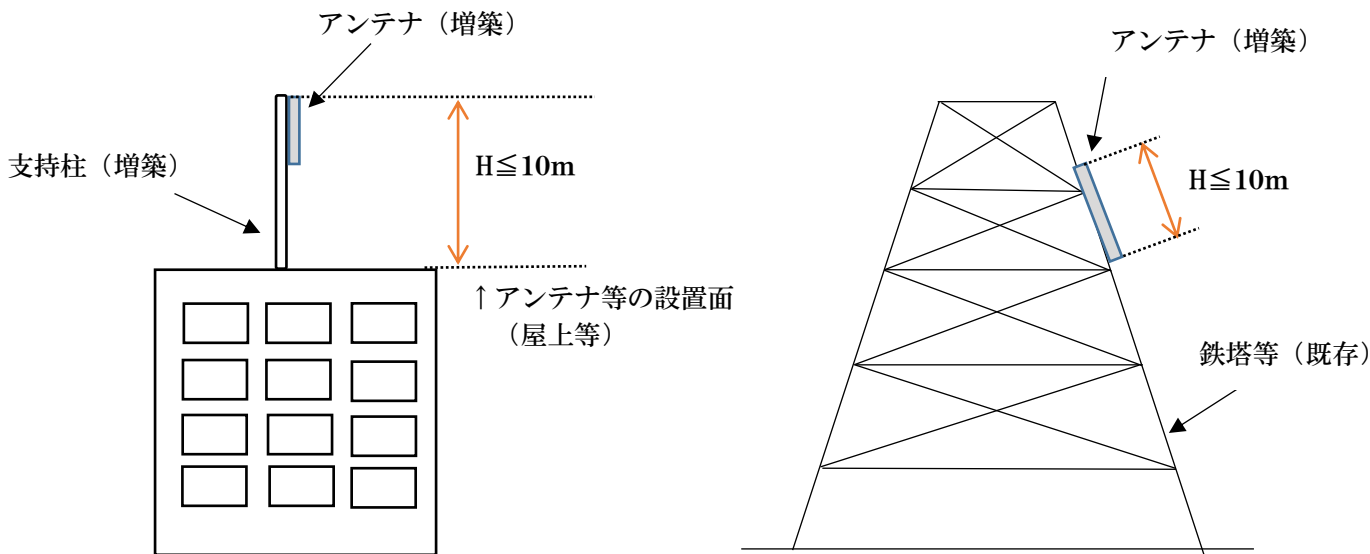


### 変更後

【令和2年(2020年)4月1日以降に設置する物件】

地上からではなく、当該行為に係る増築等部分の高さが10mを超える場合、行為の30日前までに届出が必要

### 【届出が不要となる例】



都市景観形成推進地区は高さに関係なくこれまで通り上記例の場合でも、届出が必要です。